

税務署から「収支内訳書」を提出するように督促がきたが？

税務署から白色申告の個人事業者に対し「収支内訳書」の提出を求める文書が郵送で届けられています。事務所にも「どうしたらいいの」と問い合わせが続いています…

《問い「収支内訳書」の提出は、いつから？》

答え 今から21年前の1984年3月に所得税法が改悪されて個人・白色申告者へ収支内訳書の提出が、法律で決められました。それ以前は、収支内訳書なるものは有りませんでした。白色申告の事業者は自ら計算した所得により所得税を申告納税していました。

《問い「収支内訳書」提出強要のねらいは？》

答え 申告納税制度によって守られてきた納税者の諸権利を奪い、①税務当局の権限を強化すること、②大型間接税(消費税)導入の布石とするため、白色申告者の売上・経費を把握するねらいがありました。



《問い 提出しないと不利益は？》

答え 収支内訳書の提出が法律で決められました。しかし、民商や建設労働組合、税経新人会、弁護士会など広範な反対運動で、罰則を設けない単なる「訓示規定」(『注意を与える意味合い』で、義務規定のように守れない場合にペナルティーを課すものではありません)とさせたことにより、提出しない人も罰則や不利益な扱いは受けないことになっています。

《今年の税務調査が始まりました》

税務署は7月12日に異動がありました。例年、この異動のあとに「税務調査」が始まります。税務署員の突然の訪問などには、「税務調査の心得十カ条」(自主計算パンフ参照のこと)にもとづいて冷静に対応しましょう。西支部で1件(個人・白色)、南支部で1件(法人)が調査になっています。

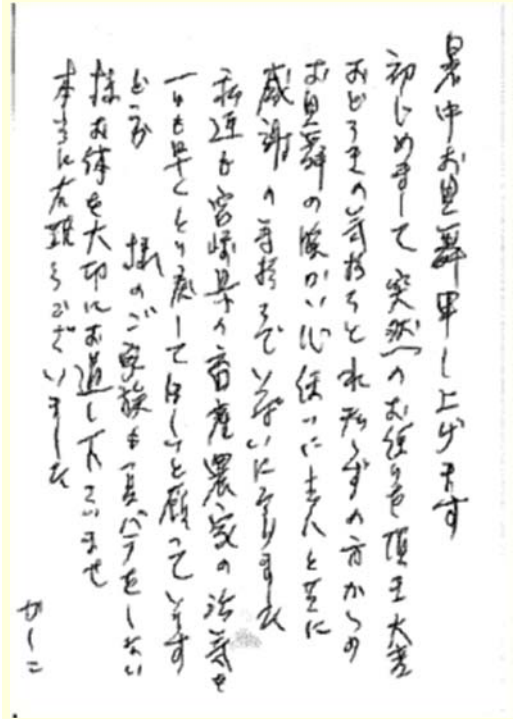
《税務署の「おたずね」も放置せずしっかり対処しよう》

税務署からは「申告内容について」「消費税の申告について」など文書で「おたずね」が来たとの連絡も入っています。税務署からの「おたずね」は税金納入の督促も含めて、放置せずしっかりと対処しましょう。まずは最寄りの役員、事務所まで連絡ください。

「激励はがき」にお礼の手紙が届きました

マスコミでも報道され大きな問題となっている口蹄疫被害について、報道以上の深刻な被害にあっている実態を知って宮崎県連婦人部の仲間を励まそうと、全商連婦人部協議会(全婦協)が呼びかけた「激励はがき」の取り組みが各地で広がっています。

春日井民商婦人部でも役員会で相談、みんなで手分けして「激励はがき」を送りました。その「はがき」へのお礼状が届きましたのでご紹介します



8月の無料法律相談は 8月9日(月)です

相談希望の方は事前に予約ください
電話81-1482



8月11日～15日まで夏期休業で事務所はお休みです
皆さんの会費が会の活動を支えています

会費の納入のお願い

毎月、15日までの会費納入にご協力下さい

会計 山崎孝亀